投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月二十五日

内閣総理大臣　菅　　義偉

条約第四号

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定

日本国及びジョージア（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

投資のための安定した枠組みが経済的資源の効果的な利用を最大にすることを認識し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一章　投資

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「投資財産」とは、一方の締約国の投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産であって、他方の締約国の関係法令に従い当該他方の締約国の領域において形成され、及び投資としての性質（資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担を含む。）を有するものをいう。投資財産の形態には、次のものを含むものとする。

(i)　企業及び企業の支店

(ii)　株式、出資その他の形態の企業の持分

(iii)　債券、社債、貸付金その他の債務証書

(iv)　先物、オプションその他の派生商品

(v)　契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(vi)　金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vii)　知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(viii)　法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(ix)　他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

この協定の適用上、投資財産は、司法上若しくは行政上の措置として下される命令若しくは決定又は投資財産について下される仲裁廷の裁定を意味するものではない。

(b)　「締約国の投資家」とは、次の者であって、他方の締約国の領域において投資を行おうとし、行っており、又は既に行ったものをいう。

(i)　締約国の法令によりその国籍を有する自然人

(ii)　締約国の企業

(c)　「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(d)　「締約国の企業」とは、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される企業をいう。

(e)　「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(f)　「領域」とは、

(i)　ジョージアについては、ジョージアの法令に従って定められ、及びジョージアが国際法に従い主権を行使する領域（領土、その下及びこれらの上空並びに内水及び領海（海底、その下及びこれらの上空を含む。）をいう。）並びにジョージアが国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使することができる接続水域、排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(ii)　日本国については、日本国の領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(g)　「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(h)　「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(i)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(j)　「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｃ知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(k)　「申立人」とは、一方の締約国の投資家であって、他方の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。

(l)　「被申立人」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。

(m)　「一方の紛争当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。

(n)　「紛争当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。

(o)　「非紛争締約国」とは、投資紛争の当事者でない締約国をいう。

(p)　「ＩＣＳＩＤ」とは、投資紛争解決国際センターをいう。

(q)　「ＩＣＳＩＤ追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。

(r)　「ＩＣＳＩＤ条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。

(s)　「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

(t)　「ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則」とは、二千十年に改正された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

第二条　内国民待遇

1　一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、一方の締約国が、自国の領域における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該他方の締約国の投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。